

業 務 瓦 版

2020年 1月16日

第 35 号

J R 東海 労新 幹線 地本
業 務 部

「車掌長による車内点検」に関する団体交渉の申し入れ

昨年12月13日の業務委員会において会社から突然「車掌長による車内点検」（東京駅到着時点で車掌長が8～10号車の車内点検を行うというもの）についての口頭説明がありました。（詳細は後記*）

地本はこの説明に対して、「車掌長の仕事はあっそう労働強化になる。駅の要員を増やせ。」と強く要求しました。しかし会社は「駅の要員確保はできない」と開き直りました。地本は「労働条件の変更であり団体交渉事案である」と強く迫りました。

本日1月16日、地本は現場の声をもとに「団体交渉」の申し入れを行いました。

申し入れ内容は以下の通りです。

《 申し入れ内容 》

J R 東海 労幹 地申 第10号

2020年 1月 16日

「車掌長による車内点検」に関する団体交渉の申し入れ

2019年12月13日の業務委員会の中で会社より「車掌長による車内点検」についての説明があった。

その内容は、東京駅折り返し時間が短縮され、かつ1時間当たりの列車本数や東京駅での折り返し本数が増となるため、現在駅係員のみで行っている東京駅到着場面の車内点検作業の一部（8～10号車）を車掌長に行わせるというものである。

理由について会社は、「年々駅の業務が大変になってきている。さらに本数が増えどもがんばれとはならない。今の体制で12本は困難である。」と答えており、駅係員が不足していることを認めている。

一方、これまで車掌による車内点検は乗務中の業務としてなされていた。また駅到着後の車内点検は突発的に異常時等が発生した際に指示を受けるという限定された作業であった。今回の「車掌長による車内点検」は通常業務として「新たな業務」を

車掌長に課すものである。

このことは駅係員の業務を、要員が不足しているから車掌長に負担させるということであり、一方的な労働条件の変更であり到底認められるものではない。

さらに、このようなハード面はおろかソフト面も考慮しない施策は安全確保およびセキュリティの観点からも問題である。よって、下記の通り申し入れるので団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 今回の「車掌長による車内点検」については撤回すること。
2. 今回の「車掌長による車内点検」が必要であれば口頭説明ではなく、詳細な内容について団体交渉で提案すること。
3. 「年々駅の業務が大変になってきている。」という会社の認識については組合も同感である。よって、駅係員の適正な要員を確保するなど、速やかに労働環境の改善をすること。
4. 東京駅折り返し時分の短縮に伴うSMTの車内清掃作業の省略はさせずに、作業員を増やして現状のサービスを確保すること。

以上

＊【 2019年12月13日の会社からの口頭説明内容は以下の通りです。 】

「東京駅到着場面における車内点検作業について」

次期ダイヤ改正では、東京駅折り返し時間が短縮され、かつ1時間当たりの列車本数や東京駅での折り返し本数が増となります。これに伴い現在駅係員のみで行っている東京駅到着場面の車内点検作業の一部を車掌長が行うこととします。

具体的には8から10号車の車内点検を行い点検終了後は駅係員にその旨を伝達します。点検において収得した遺失物は乗務中に収得したものと同様に東京駅（1階）の忘れ物扱い所に持参することを基本とします。車内点検に必要な労働時間は措置します。

＊ 私たちJR東海労新幹線地本は、安全で安心して働きやすい労働条件及び職場環境の改善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議していきます。